

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年6月3日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「横浜市が令和6年度に交付した」「A自治会」に対する「自治会町内会館補修補助金」と述べています。

このことから、請求人は、令和6年度のA自治会館の修繕に対する横浜市自治会町内会館整備費補助金の支出について摘示しているものと解されます。

請求人は、「A自治会」は、「総会で承認された工事内容（1階床補修）」と「実際の工事内容に乖離があるにもかかわらず、会員に対してその詳細を秘匿したまま」「2階および階段部分を含む工事を実施し」「補助金を受給した疑いがある。」「これは会員の承認を得ていない工事範囲であり、補助金の申請内容とも乖離してい」る。「申請書に添付すべき総会議事録を」「捏造した疑いが極めて強く、」「横浜市自治会町内会館整備費補助要綱第27条第1号「偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき」「同第27条第2号「補助金の交付の目的に反して使用したとき」に該当し、返還命令の対象となるべき行為」であると述べています。

横浜市自治会町内会館整備費補助金に係る交付申請書に添付する書類について、横浜市自

（裏面あり）

治会町内会館整備費補助要綱（以下「補助要綱」といいます。）第8条第3項第2号は「会館の整備について、・・・意思決定を証する書面（総会議事録等）」を要求しているところ、事実証明書として提出された「A自治会」の「定期総会議事録」には、令和6年度に横浜市に対する助成金申請が受理されれば、A自治会館1階フロアの床の張替えと2階の和室のフローリング化を併せて実施したい、賛成多数にて承認された旨の記載がされています。

これに対し、請求人は、定期総会議事録を捏造した疑いが高い旨を述べて、事実証明書として「工事範囲に関する虚偽説明と責任の所在に関する報告書」と題する文書を提出しています。補助要綱は会館の整備について意思決定があったことを証するものとして総会議事録等の書面の提出を求めており、横浜市は、自治会町内会から提出された総会議事録をもって団体の意思表示があったことを確認することになっています。そのため、補助要綱に基づく交付申請書の受理及び審査をする時点において、自主的な団体であるA自治会の定期総会の議事録の真偽まで確認する必要があるとは認められないものと解されます。

また、本件請求において定期総会議事録が捏造されたとする事実証明として提出された文書は、伝聞による内容を含むなど、定期総会議事録が捏造された事実を客観的に示すものとして十分であるとはいえません。

したがって、交付申請書に添付された定期総会議事録が捏造されたとする請求人の主張は、A自治会に対する令和6年度の横浜市自治会町内会館整備費補助金の支出が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。